



## 韓国改正特許法の主な内容

2015年7月29日付で施行された韓国特許法および実用新案法についてご紹介します。

### 1. 新規性喪失の例外補完制度の導入

改正前は出願時のみに新規性喪失の例外主張が可能でしたが、改正法では出願以降にも可能となり、明細書の補正可能期間および特許決定から設定登録の間も可能となります。なお、対象は2015年7月29日以降の特許出願から適用されます。実用新案も同一です。

### 2. 特許決定後の設定登録期間における分割出願制度の導入

改正前は特許登録後に分割出願の機会を得ることができませんでしたが、改正法では特許決定の謄本の送達を受けた日から3ヶ月以内にも分割出願が可能となります。ただし、3ヶ月以前に登録料を納付する場合には、納付する日まで可能となります。なお、対象は2015年7月29日以降に特許決定の謄本の送達を受けた特許出願から適用されます。実用新案も同一です。

### 今後改正される見込みである韓国特許法および実用新案法について

一昨年から産業界や学会、研究分野の専門家らにより韓国特許法および実用新案法の一部改正案がまとめられ、現在国会で議論が行われています。そのうちのいくつかをご紹介します。

### 1. 共有特許権に関する持分譲渡の制限緩和および分割特約に関する特例

特許技術の活用を推進するため、大学や企業などが共有する特許の技術移転に関する改

正案が審議されます。現行では大学など実施能力のない者は他の共有者の同意がなければ自己の持分を利用して利益を創出することができなかったのを、他の共有者の同意がなくても自己の持分をすべて譲渡できるようになります。

### 2. 特許出願の審査請求期間を短縮

審査請求期間(現行は出願日から5年)が3年に短縮される予定です。これは特許出願後、権利未確定期間を減らし、企業などによるウォッチングの負担を減らすことを目的としています。

### 3. 特許取消申立制度と再審査制度の導入

特許の検証を強化するために、日本の異議申立制度に相当する特許取消申立制度、および職権再審査制度を導入し、特許登録前後の過程で特許品質の監視が強化されるようになります。

特許取消申立制度は、特許登録後6ヶ月以内であれば何人でも先行技術情報に基づく特許取消理由を審判院に提出することができ、審判官が瑕疵を確認して特許登録を取消することができます。これにより、複雑な特許無効審判を提起しなくても、問題のある特許を少ない費用で取消することができるものと思われま

す。特許決定から登録までの審査過程においては、特許に重大な瑕疵がある場合、審査官の職権による再審査制度が導入されます。これにより、特許審査の品質向上、特許無効可能性の低下を期待することができます。

### 4. 通常実施権の無登録保護制度の導入

現行では通常実施権を特許庁に登録した場



デジョン政府庁舎内にある韓国特許庁

合にのみ、その登録後に特許権または専用実施権を取得した者に対してもその効力が発生しますが、特許庁登録を対抗要件とする韓国では特許権を譲り受けた者に対して対抗することができず、通常実施権者は自己の実施事業を中断しなければならない問題点があります。このような問題点を改善するため、特許庁に通常実施権を登録しなくても、その通常実施権が発生した後に特許権または専用実施権を取得した者に対してもその効力が発生するようになります。これは日本の当然対抗制度に相当します。

#### 5. 特許無効審決の予告制度の導入

現行の無効審判手続きでは、特許権者に特許発明の明細書または図面に対して訂正を請求する機会が与えられますが、訂正請求は無効審判の初期のみに可能であり、審理が行われた以降は訂正を請求することができないため、特許権者の権利が十分に保護されない問題点があります。また、特許権者は無効審決後に別途訂正審判を請求することができますが、これは特許紛争が長引く要因となりま

す。このような問題点を解決するため、特許無効の審理終決前に予め無効理由を記載した特許無効審決予告を特許権者に通知し、期間を定めて特許発明の明細書または図面を訂正する機会を与えるようにします。

今回の改正案は特許検証の強化、共有特許の技術移転促進など特許法の大幅なてこ入れが特徴であり、特許品質の向上、不要な特許紛争の予防、特許技術の活用促進を通じて特許を基盤とする‘創造経済’を目指すことを目的としています。

#### 筆者紹介

##### 柳鍾宇 (ユ ジョンウ)

GIP Korea代表弁理士。ソウル大学電気工学部を卒業。2009年弁理士登録。弁理士になる前は(株)LGディスプレイで設備購買及び技術営業の日本担当を務める。前職の特許事務所では、最初は(株)サムスンの特許明細書作成/中間処理/外国出願などを行い、後に日本企業の韓国出願を担当。趣味はゴルフ。